

飲用井戸等衛生対策要領

4.12.21 付け 4 食第 450 号

最終改正 26.3.31 付け 25 水大第 393 号

(目的)

第 1 条 この要領は、有害物質等による地下水汚染等がみられることにかんがみ、飲用に供する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置を定めることにより、これら井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 この要領において対象とする施設は、次にあげるいずれかであって、水道法（対象；上水道、簡易水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）、小規模水道維持管理指導要綱（対象；飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道、準簡易専用水道）等の適用を受けないもの（表流水、湧水を含む。以下「飲用井戸等」という。）とする。ただし、市内に設置されている施設を除く。

なお、旅館及び公衆浴場、食品関係営業者に設置されている施設については、別途定められているので要領の対象としない。

- (1) 個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- (2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）

(管理基準)

第 3 条 飲用井戸等の設置者等（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

- 2 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。
- 3 設置者等は、井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
- 4 設置者等は、その供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者とその旨を周知するとともに地方事務所へ連絡し指示を受けること。
- 5 設置者等は水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には地方事務所へ連絡し指示を受けること。

(水質検査)

第 4 条 設置者等は、飲用井戸等につき次の(1)～(3)に掲げる検査を受けること。

- (1) 給水開始前の検査

飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）、及び消毒を行っている場合においては、消毒の効果について水質検査を行うこと。

(2) 定期の水質検査

業務用飲用井戸については、1 年以内ごとに 1 回、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施すること。

また、一般飲用井戸等についても、1 年以内ごとに 1 回、水質検査を実施するよう努めること。

(3) 臨時の水質検査

飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施すること。

(4) 検査機関

設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

(5) 検査結果の保存

設置者等が定期・臨時の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1 年間保存しなければならない。

(実態の把握)

第 5 条 地方事務所長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報を収集し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めること。

(汚染に対する措置)

第 6 条 地方事務所長は、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、水道に加入等必要な措置を講ずるよう指導すること。

附 則 (略)